

NPO法人九州プロレス定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、NPO 法人九州プロレスと称します。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を福岡市に設置します。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、まちづくり活動、スポーツ・芸能（プロレス）の振興を通じて、九州の各地域に住む人々が郷土に誇りを持つと共に、いきいきとした暮らしを楽しめる社会の実現を目指します。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法（以下「法」とします）別表の、次の活動をおこないます。

- 1) まちづくりの推進を図る活動
- 2) 学術・文化・芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる特定非営利活動に係る事業をおこないます。

- 1) プロレス大会運営に関する事業
- 2) 登録プロレスラー派遣に関する事業

第3章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は次の2種とし、正会員をもって法上の社員とします。

- 1) 正会員：この会の趣旨に賛同し、その目的実現のための事業を推進する個人・団体
- 2) 賛助会員：この会の事業を賛助するために入会した個人・団体

(入会等)

第7条 会員になろうとする者は、入会届を理事会に提出することにより入会できます。

2. 会員は退会届を理事会に提出することにより、任意に脱会することができます。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入するものとします。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号に該当する場合は、その資格を喪失します。

- 1) 退会届の提出をしたとき
- 2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき
- 3) 継続して1年以上会費を滞納したとき

4) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する際は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、その会員を除名することができます。

- 1) この定款等に違反したとき
- 2) 会の名誉を傷付け、目的に反する行為をしたとき

第11条 既納の会費及びその他の拠出金品は返還しません。

第4章 役員及び職員

(役員)

第12条 本会には次の役員を置きます。

- 1) 理事3名 2) 監事1名
2. 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長とします。

(役員を選任及び報酬等)

第13条 役員は、総会において正会員の中から選出します。

2. 理事長・副理事長は理事の互選により選出します。
3. 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
4. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
5. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事の職務)

第14条 理事長は本会を代表し、本会の業務を総理します。

2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長が業務をできない状況になった際には、理事長があらかじめ指名した順位にもとづいて、その業務を代行します。
3. 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決にもとづいて、会の業務を執行します。

(監事の職務)

第15条 監事は次に定める職務をおこないます。

- 1) 理事の業務執行状況を監査すること
- 2) 会の財産の状況を監査すること
- 3) 監査の結果、会の業務又は財産に関し、不正行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること
- 4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
- 5) 理事の業務執行状況又は会の財産状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会招集を要請すること

(任期)

第16条 役員の任期は2年とします。

2. 補欠又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とします。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う義務を負います。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、定数の 3 分の 1 を越える人数が欠けた際には、遅滞なくこれを補充しなければなりません。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号に該当するに至った時は、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができます。議決の前には、その役員に対し、弁明の機会を与えるものとします。

- 1) 心身の不調のため、職務執行に堪えないと認められるとき
- 2) 職務上の義務違反、その他、役員としてふさわしくない行為があったとき

(職員)

第 19 条 会には、事務局長その他の職員を置きます。

2. 職員は、理事長が任免します。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とします。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成します。

(機能)

第 22 条 総会では、次の事項について議決します。

- 1) 定款の変更
- 2) 解散
- 3) 合併
- 4) 事業報告及び活動決算に関する事項
- 5) 役員の選任、解任、職務及び報酬
- 6) 会員の除名
- 7) その他、会の運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、年に 1 度の開催とします。

2. 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催します。

- 1) 理事会が必要と認め、招集の要請をした場合
- 2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の要請があった場合
- 3) 第 15 条第 4 号の規定により、監事から招集があった場合

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集します。

2. 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があった際には、その日から 30 日以内に臨時総会の招集をおこないます。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前に通知しなければなりません。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、総会に出席した正会員の中から選出します。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席があつて開催できます。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知された事項とします。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があつた場合には、その限りではありません。

2. 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決します。可否同数の場合は、議長の決すところによります。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なものとしします。

2. やむを得ない事情により総会へ出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決することができます。又は、他の正会員を代理人として表決を委任することもできます。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第 18 条、第 26 条、第 27 条、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなします。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできません。

(議事録)

第 29 条 総会の議事について、次の事項を記入した議事録を作成します。

- 1) 日時及び場所
 - 2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記する）
 - 3) 審議事項
 - 4) 議事経過の概要及び議決の結果
 - 5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印します。

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成します。

(機能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるものの他に、次の事項を議決します。

- 1) 総会に付議すべき事項
- 2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- 3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く）
- 4) 事務局の組織などに関する事項
- 5) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号に該当する際に開催します。

- 1) 理事長が必要と認めたとき
- 2) 理事総数の 3 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の要請があったとき
- 3) 第 15 条第 5 号の規定により、監事から招集要請があったとき

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集します。

2. 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があった際には、その日から 14 日以内に理事会の招集をおこないます。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前に通知しなければなりません。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たります。

(定足数)

第 35 条 理事会は、理事総数の過半数がなければ開会することができません。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知された事項とします。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合には、その限りではありません。

2. 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決します。可否同数の場合は、議長の決すところによります。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なものとしします。

2. やむを得ない事情により理事会へ出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができます。
3. 前項の規定により表決した理事は、第 35 条及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなします。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできません。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記入した議事録を作成します。

- 1) 日時及び場所
 - 2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者は、その旨を付記する）
 - 3) 審議事項
 - 4) 議事経過の概要及び議決の結果
 - 5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印します。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 会の資産は、次の各号に掲げるもので構成します。

- 1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- 2) 会費
- 3) 寄付金品
- 4) 財産から生じる収益
- 5) 事業に伴う収益
- 6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 会の資産は理事長が管理します。その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定めます。

(会計の原則)

第41条 会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従っておこないます。

(事業計画及び活動予算)

第42条 会の事業計画及び活動予算は理事長が作成し、理事会の議決を経て、総会で報告するものとしします。

(暫定予算)

第43条 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決を経た後に、理事長は予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができます。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなします。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができます。

2. 予備費の使用には、理事会の議決を経なければなりません。予備費使用は、次の総会にて報告するものとしします。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後、やむを得ない事由が生じたときには、理事会の議決を経てから予算追加及び更正をすることができます。

(事業報告及び活動決算)

第46条 会の事業報告及び活動決算は、毎事業年度終了ごとに、理事長が事業報告書・活動計算書・貸借対照表及び財産目録等として作成するものとし、監事の監査を経て、年度終了後に総会の議決を得るものとしします。

(事業年度)

第47条 会の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとしします。

(長期借入金)

第48条 会が資金の借入をする場合、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を得なければなりません。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得

るものとします。

- 1) 目的
- 2) 名称
- 3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- 4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- 5) 社員の資格の得喪に関する事項
- 6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- 7) 会議に関する事項
- 8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- 9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- 10) 定款の変更にに関する事項

（解散）

第 50 条 会は、次に掲げる事由により解散します。

- 1) 総会の決議
 - 2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - 3) 正会員の欠亡
 - 4) 合併
 - 5) 破産手続き開始の決定
 - 6) 所轄庁による設立認証の取り消し
2. 前項第 1 号の事由により会が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければなりません。
3. 前号第 2 号の事由により会が解散するときは、所轄庁の認定を得なければなりません。

（残余財産の帰属）

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において定めるものに譲渡するものとする。

（合併）

第 52 条 会が合併しようとする際には、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得て、所轄庁の認証を得るものとします。

第 9 章 公告の方法

（公告方法）

第 53 条 会の公告は、会の掲示場に掲示すると共に官報に掲載します。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲載して行います。

第 10 章 雑則

（細則）

第 54 条 定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定めます。

附則

1. この定款は、法人成立の日から施行します。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとします。

理事長	椎葉 亮司
副理事長	谷川 健、的場 真人
監事	倉光 成洋
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2009 年 6 月 30 日までとします。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとします。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2009 年 3 月 31 日までとします。
6. この法人の設立当初の事務所は、次の住所とします。福岡市南区井尻 4 丁目 2 番 8 号松林 荘 B-3
7. 本会の設立当初の年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とします。
 - 1) 正会員 1,000 円
 - 2) 賛助会員一口 10,000 円